

質疑回答書（技術提案）

2026 年 7 月 22 日

参加者各位

町田市長 稲垣 康治

技術提案に関する質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル (総合体育館改修事業に伴う技術協力業務委託)		
【担当者名】 財務部営繕課計画係		
【電話】 直通 042-724-1293		
質問内容		回答内容
1.	質問 技術提案書（様式 4-2）の作成にあたり、「応募者が特定できるような表現は避けること」との記載がありますが、市内事業者活用の具体性を提示するため、協働予定である「町田市内事業者の具体的な社名」を記載することは可能でしょうか。	「町田市内事業者の具体的な社名」の記載はご遠慮ください。
2.	質問 技術提案書（様式 4-2）の作成にあたり、当社員の「個人名」を提示することは問題ないでしょうか。 また、個人名を伏せる必要がある場合、当社員の「施工経験」のみを説明・提示する対応で問題ないでしょうか。	技術協力業務委託や工事における役職にて表現頂き、「個人名」の記載はご遠慮ください。 「施工経験」にて説明・提示する対応でも問題ございません。
3.	質問 技術提案書（様式 4-2）の作成にあたり、当社施工実績の「具体的な工事件名」を提示することは問題ないでしょうか。	「具体的な工事件名」の記載はご遠慮ください。
4.	質問 プロポーザル説明書 P12.V-2 技術提案書等の作成について、提出書類としては①様式 4-1(A4-1 枚)②様式 4-2(技術提案書 A3-3 枚)③様式 5(工程計画表 A3-1 枚)④技術協力業務見積書(内訳含む、様式・枚数指定なし)の①～④という事でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5.	質問 様式 5 の工程計画表に関しては、技術協力業務に関する工程のみを記載するものとして、工事工程は記載しないという理解でよろしいでしょうか。また、工程表だけでなく補足的に文章・図表等も記載する事は構わないでしょうか。	お見込みの通りです。 補足的な記載は、必要最小限としてください。
6.	質問 プロポーザル説明書 P15.VIヒアリングについて、提出した提案範囲において(提案内容の追加・変更を行わない)図表を分かり易くパワーポイント等にまとめて説明する事は可能でしょうか。また、ヒアリング時において前	技術提案書に記載された内容に限り、説明の順番等を考慮してパワーポイント等に分割して記載する、また、まとめて説明する事は可能です。追加の図表等の表現は

	述のスライドをまとめた紙資料を配布する事は構わないでしょうか。	認められません。 プレゼンテーション・ヒアリング時は、プロポーザル参加者のPC端末等をプロジェクターやモニターに接続し、パワーポイント等にまとめて頂いた資料や技術提案書を投影して説明頂くことを想定しています。
7.	質問 メインアリーナ棟の改修（特定天井・床全面・屋根）にあたり、工事期間中は「完全閉館（アリーナへの一般市民・競技者の立ち入りを100%禁止）」として計画してよろしいでしょうか。あるいは、部分的に利用させながらの施工を想定されていますでしょうか。	工期厳守・工期短縮の工夫等において、工事期間中の完全閉館・部分的に利用させながらの施工等の計画は自由にご提案頂いて構いません。 なお、部分的に利用させながら施工する場合は、通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要があります。
8.	質問 アリーナ内の天井工事施工において、全面吊り足場設置工法を採用しなければならないのでしょうか。	アリーナ内の天井工事施工において、貴社の考える最も合理的な方法を提案してください。 技術提案を全面吊り足場設置工法に限定する意図はございません。
9.	質問 アリーナ内の天井脱落防止対策（特定天井改修）において、天井に隣接する高所の「内壁仕上げ（吸音板等）」や「照明昇降装置等の吊り物インフラ」についても、今回の技術協力業務における劣化調査、設計検証の対象に含まれますでしょうか。	お見込みの通りです。
10.	質問 メインアリーナ2階の固定観客席について、今回の内装改修における要求水準は「全ての椅子の新設への更新（取り替え）」でしょうか。あるいは、既存の脚部等を流用した「座面・背もたれ等の部分更新・リフレッシュ」でしょうか。仕様、範囲をご教示ください。	固定観客席については、全面を一時撤去する想定です。 復旧時に新設とするか、部分的な更新とするかは実施設計において検討を行うため、仕様は未確定です。
11.	質問 メインアリーナ1階の壁面収納型可動席について、木部・座面の改修や、収納・展開を行う機械駆動システム、電気インフラの更新・オーバーホールは今回の改修工事の対象範囲に含まれますでしょうか。	壁面収納型可動席は全面更新や部分的な更新を検討しております。 既存は手動式であり、駆動システムや電気インフラの導入は検討していません。
12.	質問 プロポーザル説明書 別紙1総合体育館改修工事内容について、内装改修工事「設備改修に伴う撤去復旧、劣化	お見込みの通りです。

	部改修」とありますが、これは対象諸室の壁・天井・床面などを全面リニューアル（全面改修）する仕上げを想定されているのでしょうか。	
13.	質問 プロポーザル説明書 別紙1 総合体育館改修工事内容について、エレベーター改修工事（3基）「油圧式からマシナールームレス式へ改修」とありますが、更新にあたり、既存エレベーターの乗車定員（積載量）の変更（増加）やかご（搬器）自体のサイズ・寸法の変更（拡張）を行う想定はございますでしょうか。	乗車定員（積載量）の変更（増加）やかご（搬器）自体のサイズ・寸法の変更は改修内容によっては想定しておりますが、拡張は想定しておりません。 現状の昇降路の範囲内での改修を想定しております。
14.	質問 既存エレベーターについて、建物内での資機材や労働者の上下搬入を行うための工事用（揚重・荷役用）として施工者が一時利用することは可能でしょうか。	養生・清掃を含め、施工者の責任において使用することは可能です。
15.	質問 工事規模の参考額 15,200,000,000 円（税抜き）について、工事請負契約（2027 年 12 月下旬予定）時点までの期間の物価、労務費の上昇は想定されている（含まれている）金額という認識でしょうか。	工事の参考額は、2027 年度に行う工事発注図書の作成時点までの物価、労務費の上昇を想定したものととなります。
16.	質問 本工事の請負契約締結にあたっては、「町田市工事請負契約約款」が適用されるという認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
17.	・プロポーザル説明書 1 一般事項 8 技術協力業務の概要（10）業務の成果物 「ただし、図面データ形式は PDF 形式、DWG 形式、JWW 形式の 3 形式で提出とする。」との記載がございますが、図面データとは業務の成果物①～⑤のどちらを示していますでしょうか。	「①～⑤の成果物の中に図面データを含む場合」の条件とご理解ください。
18.	・参加資格確認申請書内（様式6）秘密保持に関する誓約書③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書 8（5） 「また、～使用後は、処分することを誓約いたします。」 「乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。」との記載がございますが、使用後等においても、法令上保管の必要なもの及び当社の業務記録等として業務に必要な最低限のものについては、当社の責任において、保管することをご了承いただけないでしょうか。	原則、各書類に記載の通りとなります。 記載の内容により難しい場合は、その都度協議を申し出てください。

19.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第5条第2項及び第4項 「優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費の見積りを算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に～」 「発注者は、優先交渉権者に対し、前2項の規定により、全体工事費見積調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。」との記載がございますが、見積提出の時期については、発注者と優先交渉権者にて協議のうえで決定させていただきますようお願いいたします。	技術協力業務委託契約の各段階での提出は必要と考えておりますが、詳細な時期は協議により決定します。
20.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第5条第5項 「この場合において～見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。」 との記載がありますが、この場合、必要に応じて設計成果物についても見直されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて、見直しを行った内容は工事発注図書に反映する想定です。
21.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第5条第7項 工事請負契約書第26条第3項 「前2項に基づく交渉の結果～、各工種の直接工事費が積算基準等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。」 「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。」 との記載がございますが、物価指数や積算基準等の変化が、実態の値動きに追いつかない場合も想定されますので、物価指数に加え、実勢価格の変動率も踏まえて協議を行い、請負代金額を変更するものとさせていただけますでしょうか。	基本協定書第5条第7項、工事請負契約書第26条第3項に記載の通り交渉や協議を行い、必要と認められる場合に、価格等交渉が成立し、また、工事請負契約後に請負代金額を変更します。 なお、基本協定書の記載内容については、技術協力業務受託者の選定後に、選定された者と調整を行います。
22.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第8条4項 技術協力業務委託仕様書の4.3、4.8(2) 「発注者は～当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより～」 「受託者は～当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権の権利のうち受託者に帰属するものを当該成果物の引渡し時に委託者に譲渡する。」 「受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を委託者に無償で譲渡するものとする。」	原則、各書類に記載の通りとなります。 記載の内容により難しい場合は、その都度協議を申し出てください。 なお、基本協定書や技術協力業務委託仕様書の記載内容については、技術協力業務受託者の選定後に、選定された者と調整を行います。

	との記載がございますが、著作権については、作成者である優先交渉権者の帰属とし、発注者様は本事業の遂行に必要な範囲において、当該著作物に関する使用权を有するものとさせていただきませんか。	
23.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第8条4項 「発注者は～必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。」 との記載がございますが、当初の優先権者が工事請負契約を締結しない場合に、その提案内容を参考とする際には、発注者様、設計監理者様において、改めて参考とする内容について精査し、その責任のもとご利用いただくものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
24.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第10条 総合体育館改修工事に関する設計協力協定書第4条 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書3 業務委託契約書の第2条第2項 「発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに～」 「発注者、設計者及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。」 「乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容～」 「乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」 との記載がございますが、秘密情報の適切な管理を徹底するためにも対象となる秘密情報を具体的に特定させていただきたいと考えておりますので、秘密として扱うべき情報については、秘密である旨を明示したうえで開示していただけますでしょうか。	ご提示頂いた書類のそれぞれの記載の通り、取扱ください。 特定の情報を指した内容ではございません。
25.	・総合体育館改修工事に関する基本協定書第10条 総合体育館改修工事に関する設計協力協定書第4条 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書1 業務委託契約書の第2条第3項 「～又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。」 「～又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。」 「乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を他に漏らしてはいけません。」 「乙は、甲の承諾なく、仕様書を第三者に閲覧させ、複	業務受託者は協力業者に対し、「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守させるとともに連帯して責任を負うものとなります。 なお、個人情報や機密情報を協力業者に提供する際は、発注者が指示する書類を提出し、承諾を得てください。 記載の内容により難しい場合は、その都度協議を申し出てください。

	写させ又は譲渡してはならない。」 との記載がございますが、本件には複数の協力業者が参画しますので、円滑な業務遂行のためにも発注者様の事前承諾書を要さず、協力業者に情報を開示できるものとしていただけませんか。	
26.	・情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書1 「乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を他に漏らしてはいけない。」との記載がございますが、本協定に関連して知り得た情報について、秘密として扱うべき情報については、秘密である旨を明示したうえで開示していただけますでしょうか。	質問番号24の回答と同様です。
27.	・情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書1 「～また、本契約の終了後又は解除後も同様とする」 との記載がございますが、有効期間の定めに関わらず、秘密情報については適切に管理するという前提のうえ、業務管理における実務的観点から、守秘義務の有効期間については、工事の完成のときから2年を経過したときまでとさせていただけないでしょうか。	「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書1」に記載の通りとなります。 記載の内容により難しい場合は、その都度協議を申し出てください。
28.	・情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書7 「ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。」 との記載がございますが、業務の履行に必要な範囲においては、当社の責任において複写又は複製を行ってよいものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
29.	・情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書8（4） 「乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。」 との記載がございますが、法令上必要な資料等に関しては、弊社の責任で保有を続けてもよろしいでしょうか。	甲（発注者）の請求があったときに「法令上必要な資料」の内容により、協議を申し出てください。

30.	・情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書9 「甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。」 との記載がございますが、弊社執務スペースでは貴社以外のお客様の情報も取り扱っておりますので、守秘義務の観点から原則として立入調査はご容赦いただきたく、万が一、調査を実施される場合は、事前に弊社の書面による承諾を得たうえで行うものとさせていただきたくお願いいたします。	お見込みの通りです。
31.	・技術協力業務委託仕様書4. 11 (4) 「(3) の調査の結果において～訂正又は変を行わなければならない。」 との記載がございますが、「(3) の調査の結果において～訂正又は変更を行わなければならない。」の誤植であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
32.	・技術協力業務委託仕様書4. 14 「受託者は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内に技術協力業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。」 との記載がございますが、この場合において、委託者は必要があると認められるときは履行期間を延長し、また、委託者はその履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとしていただけませんか。	技術協力業務委託仕様書の記載内容については、技術協力業務受託者の選定後に、選定された者と調整を行います。
33.	・技術協力業務委託仕様書4. 15、4. 16 (1)、4. 19 工事請負契約書第24条第1項、第25条第1項、第26条第3項、第26条第3項第7項 「協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。」 との記載がございますが、本規定については、工期及び請負代金を勘案して十分な協議期間を設けたにもかかわらず、協議が整わない場合の措置と考えてよろしいでしょうか。また、本規定における協議開始の日については、発注者様が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとし、発注者様が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができるもの	「技術協力業務委託仕様書4. 15、4. 16 (1)、4. 19」、「工事請負契約書第24条第1項、第25条第1項、第26条第3項」に記載の、「ただし、協議が整わない場合には、委託者（甲）が定め、受託者（乙）に通知する。」について、一例として「工期及び請負代金を勘案して十分な協議期間を設けたにもかかわらず、協議が整わない場合の措置」とご理解いただいて構いません。 「第26条第7項」については、変更額の協議開始日の翌日から起算して14日以内に協議が整わない

	としていただけないでしょうか。	場合の措置となります。 協議開始の日は、協議により、双方誠意を持って対応するものとします。 工事請負契約書の記載内容は変更できませんが、技術協力業務委託仕様書の記載内容については、技術協力業務受託者の選定後に、選定された者と調整を行います。
34.	・技術協力業務委託仕様書4. 16 (2) 「受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に受託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。」とされていますが、本条文内の「受託者が負担する～」は「委託者が負担する～」の誤植であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
35.	・技術協力業務委託仕様書4. 18 業務委託契約書第6条 における第三者損害について、以下の事由による場合は、発注者様の負担とさせていただきませんか。 (1) 受託者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない事由 (2) 発注者様の責めに帰すべき事由	「業務委託契約書第6条」の規定に基づき、損害の理由により負担者が決まります。
36.	・技術協力業務委託仕様書4. 20 (1) 「委託者は～受託者の承諾を得て使用することができる」 との記載がございますが、受託者の承諾は、書面により行うものであると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
37.	・技術協力業務委託仕様書4. 21 契約不適合責任について、具体的な契約不適合責任期間の記載がございませんが、工事請負契約書(案)第54条を準用するものとさせていただきますでしょうか。	技術協力業務においては、建築設計業務委託契約約款の第51条を準用します。

38.	・業務委託契約書鑑 業務委託契約書第1条第1項 工事請負契約書鑑11 「上記の業務委託契約について、～契約約款及び本契約書と一体をなす仕様書等に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行する。」 「委託者及び受託者は、～別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」 「上記の請負契約について～契約約款及び本契約書と一体をなす仕様書等に基づいて～」 との記載がございますが、これらの書面における優先順位をお示しいただけませんか。 また、工事請負契約書第18条第1項（1）の規定は上記優先順位に基づき判断するものと理解してよろしいでしょうか。	技術協力業務段階の書面の優先順位は以下の通りです。 ①契約書・契約約款 ②質疑回答書 ③特記仕様書 ④技術協力業務委託仕様書 工事段階の書面の優先順位は以下の通りです。 ①契約書・契約約款 ②質疑回答書（③から⑤までに対するもの） 設計説明書 ③特記仕様書 ④図面 ⑤東京都工事標準仕様書（建築・電気・機械） また、工事請負契約書第18条第1項（1）の規定は、原則、書面の優先順位に基づき判断を行いますが、詳細は協議によります。
39.	・業務委託契約書第1条第3項 「この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。」 との記載がございますが、「通知」についても書面により行うものと考えてよろしいでしょうか。	技術協力業務委託仕様書（案）における「通知」との認識で回答します。 お見込みの通りです。
40.	・業務委託契約書第1条第9項 「委託業務の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。」 との記載がございますが、受託者が善管注意義務を果たしても予測できない費用が生じた場合につきましては費用負担をご協議いただけませんか。	受託者が善管注意義務を果たしても予測できない費用が生じた場合は、技術協力業務委託仕様書（案）の記載に基づき、変更の協議を行います。
41.	・業務委託契約書第11条 「乙が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。」 との記載がございますが、乙が義務の履行をしないことに正当な事由がある場合にはその限りとしなないこととさせていただきますでしょうか。	原則、業務委託契約書に記載の通りとなりますが、技術協力業務受託者の選定後に、技術協力業務委託仕様書に記載する内容として協議を行い、必要と認められる場合に記載内容の調整を行います。

4 2.	・業務委託契約書第12条第2項 「前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。」 との記載がございますが、第1項による申出があった場合、発注者様は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、または、受注者に損害を及ぼした場合には必要な費用を負担しなければならないものとしていただきますようお願いいたします。	技術協力業務委託仕様書（案）の記載に基づき、変更の協議を行うものと考えます。
4 3.	・業務委託契約書第14条第2項 「前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。」 との記載がございますが、第1項の規定により、必要があると認められるときは、発注者様は契約金額もしくは履行期間を変更し、また、これにより受注者に損害を及ぼした場合には必要な費用を負担しなければならないものとしていただきますようお願いいたします。	技術協力業務委託仕様書（案）の記載に基づき、変更の協議を行うものと考えます。
4 4.	・業務委託契約書第15条 「契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。」 との記載がございますが、「日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったとき」に限らず、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認められるときは、相手方に対して契約金額その他の契約内容の変更を請求することができるものとさせていただきませんか。	原則、業務委託契約書に記載の通りとなりますが、技術協力業務受託者の選定後に、技術協力業務委託仕様書に記載する内容として協議を行い、必要と認められる場合に記載内容の調整を行います。
4 5.	・業務委託契約書第19条 乙の解除権について、「乙の催告による解除権」の規定がございますが、受託者は、委託者様が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとしていただきませんか。	原則、業務委託契約書に記載の通りとなりますが、技術協力業務受託者の選定後に、技術協力業務委託仕様書に記載する内容として協議を行い、必要と認められる場合に記載内容の調整を行います。

46.	・業務委託契約書第19条第1項(1) 「中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。」 との記載がございますが、当該規定につきましては、「中止期間が2月以上に及ぶとき、又は契約期間の4分の1以上に及ぶとき。」に変更いただけませんか。	業務委託契約書に記載の通りとなります。
47.	・業務委託契約書第21条第2項 工事請負契約書第55条第3項 「前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。」 「第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。」 との記載がございますが、本項目に定める違約金とは損害賠償の予定として取り扱われるものですので、実際の損害額が当該違約金の額を超える場合における超過分の損害賠償請求についてはご容赦いただけないでしょうか。	業務委託契約書、工事請負契約書に記載の通りであり、状況を精査したうえで、必要に応じて対応いたします。
48.	・業務委託契約書第22条 工事請負契約書第56条 「甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。」 「甲は、この契約に関して、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。」 との記載がございますが、相殺は、相殺適状となった場合に、事前に受注者に通知したうえで行っていただけますでしょうか。	基本的には事前にその旨を通知いたします。
49.	・工事請負契約書第9条第5項 「この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。」 との記載がございますが、「催告」につきましては監督員様を経由するのではなく、発注者様が行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

50.	・工事請負契約書第10条第2項 現場代理人の権限について「現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる」ものとしていただけませんか。	ご質問の「請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限」は、受注者又は契約代理人が行使するものと考えます。
51.	・工事請負契約書第12条第2項、第12条第4項、第12条第15条第5項 「その理由を明示して、～」との記載がございますが、こちらは書面にて明示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	「工事請負契約書第12条第2項、第12条第4項、第15条第5項」との認識で回答します。 お見込みの通りですが、第12条第4項は受注者が行う内容となります。
52.	・工事請負契約書第14条第4項 監督員様が正当な理由なく本項の請求に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員様に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができるものとしていただけませんか。	工事請負契約書に記載の通りとなります。
53.	・工事請負契約書第17条第3項 「前項に規定するほか、甲又は監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査し、又は確認することができる。」との記載がございますが、この場合、実施前に当該相当の理由を受注者に通知していただくものとしていただけませんか。	工事請負契約書に記載の通りとなりますが、原則、実施前に当該相当の理由を受注者に通知します。
54.	・工事請負契約書第22条 同条の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、発注者様は工期を延長し、また、その工期の延長が発注者様の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないものとしていただきますようお願いいたします。	状況を精査したうえで、必要に応じて対応いたします。
55.	・工事請負契約書第29条2項 「工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。」との記載がございますが、これに加え、目的物に基づく日照障害・風害・電波障害、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音・振動、その他発注者様の責めに帰すべき事由については発注者様負担としていただきます	状況を精査したうえで、必要に応じて対応いたします。

	すようお願いいたします。	
56.	・工事請負契約書第35条 前払金の想定金額を教えてください。	工事請負契約書第35条1項および5項の内容からお読み取りください。
57.	・工事請負契約書第38条 部分払いの支払時期にご指定はございますでしょうか。	現状、本工事では部分払を想定しておりません。工事請負契約書第35条1項の前金払および5項の中間前金払を想定しております。
58.	・工事請負契約書第38条 部分払いの支払上限額や支払回数の制限はございますでしょうか。	質問番号57の回答と同様です。
59.	・工事請負契約書第38条第8項 「第1項の規定により支払の対象となった既済部分が乙の所有に属するときは、その所有権は、支払により乙から甲に移転する。ただし、工事目的物全部の引渡しが無了するまでの保管は、乙の責任とし工事目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第28条、第29条及び第30条の規定を準用する。」 との記載がございますが、この場合、部分引渡しに該当するものであると思料いたしますので、第39条の規定に準拠するものとし、事前に受注者の書面による承諾を得たうえで行っていただきますようお願いいたします。	質問番号57の回答と同様です。
60.	・工事請負契約書には発注者様の任意解除権についての規定がございませんが、発注者様が工事を完成するまでの間に、工事請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないとしていただく旨の規定を追加していただけますでしょうか。	町田市側の契約解除についての損害の賠償は、工事請負契約約款の第50条第2項で対応いたします。
61.	・工事請負契約書の第47条第1項(2) 「工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき」との記載がございますが、当該規定につきましては、「工期の4分の1(工期の4分の1が2月を超えるときは、2月)を超えたとき」に変更いただけませんか。	工事請負契約書に記載の通りとなります。

6 2 .	・ 工事請負契約書第 5 4 条 1 項 「引き渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除をすることはできない。」との記載がございますが、第 3 4 条に定める部分使用・第 3 9 条に定める部分引渡しが発生する場合は、該当部分の契約不適合責任期間の起算日は、部分使用開始日・部分引渡し日と考えてよろしいでしょうか。	第 39 条の部分引渡しについては、お見込みのとおりです。 第 34 条の部分使用については、第 32 条第 7 項の引渡しを受けていないため、部分使用開始は起算日になりません。
6 3 .	・ 総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 『既存樹木により施工ヤードの確保スペースが限られている』とございますが、樹木診断は最近実施されましたでしょうか。実施されているようであれば樹木診断の状況を開示いただけますでしょうか。	樹木診断は実施しておりません。
6 4 .	・ 総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 『閑静な住宅街の中に立地しており』とございますが、建設当時、今現在において、近隣にお住まいの方々の状況等をご教示いただけますでしょうか。	昨年度の外壁改修工事において、特段ご近隣の皆さまからご意見等は頂いておりません。
6 5 .	・ 総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 『大型車両のすれ違いが困難な周辺道路状況』とございますが、成瀬中央通り以外の敷地隣接道路のことをお示しであればご教示願います。	総合体育館の敷地に隣接する外周道路全般を指します。
6 6 .	・ 総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 『メインアリーナ棟の特定天井改修工事と、その直下でのアリーナ床改修工事を上下作業で行うにあたり』とございますが、メインアリーナを早期に市民へ開放すべく工程短縮を目指すための提案がご要望との認識でよろしかったでしょうか。また、こちらは必須の条件となりますでしょうか。	ご認識の通りであり、上下“同時”作業が必須の条件ではございません。

67.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 『メインアリーナ棟の特定天井改修工事』とございますが、特定天井の既存不適格解消のため、天井重量を安全確保（落下時など）した軽い仕様に変更し、特定天井の対象外にするという提案は可能でしょうか。	特定天井の既存不適格解消のための方法は自由にご提案頂いて構いません。
68.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (1) 仮設計画、施工計画等の立案に向けた課題に関する提案 P13 特定天井の既存不適格解消のため、室内の要求仕様条件（音響など）がありましたら、ご提示ください。	具体的な条件はありませんが、現在行われている多様なスポーツやイベントに適した音響設備や照明設備の配置等の検討が必要となります。
69.	・別紙①〔メインアリーナ・サブアリーナ棟〕 P20 『アリーナ床改修工事 フローリング及び床下地の改修』の範囲について、現在ご検討されている内容をご教示いただけますでしょうか。全面改修もしくは部分改修かによって、天井の施工計画に大きく影響しますので、技術提案の確度を高めるためにご回答をお願いいたします。	メインアリーナ及びサブアリーナ（小体育館含む）床の全面改修を想定しております。
70.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (2) 屋根の施工方法についての提案 P13 『品質確保を前提として漏水解消を目指すための施工方法』とございますが、漏水解消が品質確保と同じ内容と思われますが解釈は合っていますでしょうか。	解釈の内容に加えて、製品・施工・安全・維持管理上等の品質確保も前提としております。
71.	別紙①〔メインアリーナ・サブアリーナ棟〕 P20 金属屋根改修工事に記載されている「トップライトの閉塞」の実施有無の回答をいただけますでしょうか。漏水を確実に防止するための施工検討においてトップライトの有無が大きく影響するため、技術提案の確度を高めるためにご回答をお願いいたします。	トップライトの閉塞は、実施予定です。現状、屋根形状の変更は想定しておりませんが、より効率的かつ合理的なご提案を妨げるものではございません。
72.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『本工事は、屋根等を含む施設の複雑な形状』とございますが、アリーナ内部も天井の複雑さ、天井内の鉄骨および設備の複雑さ等が想定され、3D計測等をされていると存じますが、データのご提示をしていただけないでしょうか。	3D計測は実施しておりませんが、基本設計において360度カメラにより現況を記録しております。技術協力業務受託者の選定後に、選定された者にデータを提供いたします。

73.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『2030年5月までの工期を予定し』とございますが、基本設計段階で屋根の施工方法が確定していない状況の中、2030年5月までの引き渡しを設定されている根拠をご教示お願いいたします。	基本設計段階での改修範囲から工期を設定しており、メインアリーナ屋根改修工法の比較検討資料を踏まえて、現状の工期内での屋根改修工事を見込んでおります。 また、2030年6月以降は大会開催等のイベントが予定されております。
74.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工し』とございますが、施設運営に支障がある工事をご教示いただけますでしょうか。	例として、施設内部の主要諸室が利用できなくなる工事や、主要諸室・周辺道路から施設に入る動線を塞ぐ工事、駐車場・駐輪場等が利用不可となる工事を想定しております。
75.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『休館期間を短縮する等の提案をすることも可能であり、その場合は通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。』とございますが、お示し頂いている参考額はそちらを加味していない額との認識でよろしいでしょうか。	執務並行となる場合の費用は参考額に加味しておりません。 なお、執務並行の工事による費用の負担と休館期間の短縮による工期の効率化は、ご提案内容により調整がなされるものと考えております。
76.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『メインアリーナとサブアリーナを繋ぐExp.Jの漏水や外構の床タイル・インターロッキングブロック等の不陸・損傷の原因が不可視かつ不確定要素となっている。』とございますが、外構のタイル・インターロッキングについて調査を実施した結果での不確定要素との認識でよろしかったでしょうか。	お見込みの通りです。 調査は目視となります。
77.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、 (3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案 P13 『工事中に発覚する可能性のある設計変更リスク』とございますが、どの様な事象を想定しているかご教示をお願いいたします。また、アスベストについて調査済みかと思いますが、資料の開示をお願いいたします。	本プロポーザルでは、現地をご覧いただいた結果やプロポーザル参加者のこれまでの経験や実績を踏まえて想定される内容をご提案ください。 また、設計段階から施工予定者が実態把握することにより、工事範囲や工法の変更、工期の延長等をどのように防止するかをご提案下

		さい。 アスベストについての調査は実施しており、結果については、技術協力業務受託者の選定後に、選定された者に資料を提供いたします。
78.	別紙①総合体育館改修工事内容 P20 『特定天井の既存不適格解消のため、天井下地材及び仕上材の撤去、新設』とありますが、既存の下地と仕上材についてはすべて撤去する方針との理解でよろしいでしょうか。また、新設するものは既存と同等の仕上材との理解でよろしいでしょうか。	仕上材はすべて撤去を想定しております。 下地材は改修方法により、一部残置となることも想定されます。 なお新設する仕上材は、既存と同等とする必要はございません。
79.	別紙①総合体育館改修工事内容 P20 『外壁改修工事、外壁タイル面、塗装面の劣化部の補修（一部金属パネルによる被覆※）』とございますが、外壁タイルは新たに既存と同等のタイルを特注で製作する想定でしょうか。または既製品にて近似のタイルを採用する想定でしょうか。	既存仕上と同等を想定しており、特注での製作品は想定しておりません。
80.	既存レストランのフレンズを現場内で仮出店していただく事は可能でしょうか。	工事範囲に含まれるため、現場内での仮出店は現実的ではないと考えますが、事業者との調整により、その他の方法を検討いただくことは可能です。
81.	耐震補強などの工事は無いものと思って宜しいでしょうか。	耐震補強工事はございません。
82.	プレゼンテーション・ヒアリングの限られた時間をより有効に活用するため、事前に質問内容をいただけますと幸いです。当日、回答できるよう準備して望みたいと考えております。	事前に質問内容をお知らせする予定はございません。
83.	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、P12 別紙様式 4-2（技術提案書）、別紙様式 5（工程計画表）を Word 以外のソフトで作成した場合、PDF データのみの提出でよろしいでしょうか。その際、テキストのコピーができるよう設定いたします。	PDF データのみの提出で問題ございません。

8 4 .	・総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル説明書、P12 技術提案書の製本時に表紙を付ける場合、提出を求められている技術提案書「3 枚」には含まれないという理解でよろしいでしょうか。表紙への記載内容は、①プロジェクト名（総合体育館改修工事 優先交渉権者選定プロポーザル）、②参加者番号、③提出年月日を予定しております。	表紙は（様式 4-1）としてください。 （様式 4-1）を含む、（様式 4-2）以外の資料は技術提案書「3 枚」には含まれません。
--------------	---	---